

## 平成28年度第1回佐倉市行政評価懇話会

- 1 日 時 平成28年8月23日（火）午前10時15分～正午
  - 2 会 場 佐倉市役所3階 会議室
  - 3 内 容  
議 事  
①委員長及び副委員長の選任  
  
②佐倉市行政評価の概要について  
・スケジュール  
  
③平成28年度評価対象について
  - 4 その他  
(1) 事務連絡等（事務局）
- 

### 資料

- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 平成27年度行政評価に関する意見書への対応状況について
- ・資料2-2 行政評価に関する意見
- ・資料3 部局との意見交換について
- ・資料4 第4次総合計画施策体系表
- ・資料5 後期基本計画・重点施策について
- ・資料6 平成28年度行政評価懇話会スケジュール（案）
  
- ・実施計画書（平成28年度～平成30年度）
- ・行政評価に関する意見書（H27）
- ・行政評価要綱
- ・行政評価懇話会要綱

## 佐倉市行政評価懇話会委員

【資料1】

任期 平成28年7月1日～平成30年6月30日

定数 7名

(五十音順、敬称略)

No.	委員	氏名(敬称略)	経歴等	任期	備考(専攻他)
1		ウダガワ テルミツ 宇田川 光三	大名宿町内会長 佐倉市市民協働推進委員 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員	継続 H24.6～	市民協働分野
2	公募委員	オノ フサコ 小野 房子	明るい選挙推進委員 元スポーツ推進委員 元民生委員・児童委員	新規	公募による市民
3	公募委員	サカグチ ヨシカズ 坂口 嘉一	元産業振興推進会議委員 元地方創生総合戦略策定懇話会委員 地域公共交通会議委員	新規	公募による市民
4		ハヤシ ナオコ 林 奈生子	法政大学大学院公共政策研究科兼任講師	継続 H26.6～	公共政策
5		ムトウ ヒロミ 武藤 博己	法政大学大学院 公共政策研究科教授 日本行政学会顧問	継続 H21.4～	行政学・地方自治 ・政策研究
6		メ 目等 ヨウジ 目等 洋二	元市川市代表監査委員 元財団法人 市川市文化振興財団評議員 本町第二町内会会長	継続 H20.4～	元行政職員
7		ヨシムラ マリコ 吉村 真理子	千葉敬愛短期大学現代こども学科 教授	継続 H24.6～	発達心理学 教育相談

# 平成27年度 佐倉市行政評価懇話会 意見に対する回答

【資料2】

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
1	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	佐倉学の由来と目的 ・佐倉学に込めた思いや目的を広く周知する方策の実施 ・教材・副読本作成のノウハウ蓄積を維持・推進し、佐倉学の目的達成に務める	7	「佐倉学」は、平成12年頃より実施の検討が開始され、歴史は中央だけのものではなく地域にも存在し、佐倉に残されている歴史について子供たちに親しんでほしいという考えから、地域文化の創造・人づくりを目的として平成15年度に開始されたものです。対象は幅広く、歴史・自然・文化・人物です。 例えば、江戸末期の佐倉藩校「成徳書院」では、「徳を為す」人格者を育てることを目的としており、そこで学んだ佐倉の先覚者達が時代の底辺を支え貢献していた人物であることを知ることで、子ども達が学校のため、友達のため、みんなのために行うことで自分のためになるということに気付くような教育を行っていることは大変評価できます。佐倉学に込めた思いや目的を広く周知する方策の一つとして、由来について、佐倉学のパンフレットに掲載してはいかがでしょうか。 また、市では、佐倉学が目的とする人づくりをベースに、佐倉学の開始以来、12年の歳月をかけて独自に教材・副読本を作成しています。ノウハウの蓄積により、より良い教材を作成していることは非常に価値があり、必ず子供たちに感動を与え、立派な人物の育成に効果があると考えます。こういった取組を維持・推進し、教材を活用して、佐倉学が目指す目的の達成に努めてください。	・佐倉学事業 ・佐倉学推進事業	社会教育課	指導課 文化課	佐倉学の推進のため、全市を挙げ、学校教育、社会教育両分野で積極的に取り組んでおります。その中で、授業や各講座においては、佐倉学の意義や目的を周知しています。 また、それぞれの対象に合わせ、学校向けのリーフレットや一般向けのパンフレットを発行し、広く周知に努めています。佐倉学の由来も含め、パンフレットの内容については、佐倉学の意義や目的等がより多くの市民に理解されるよう、推進会議等を通じて検討していきます。
2	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	名称の親しみやすさ ・「佐倉学」の認知度を上げるために親しみやすい副題の検討 ・佐倉学を「生涯学習」と位置付ける	8	市民意識調査において、「佐倉学を知っている市民の割合」が、平成24年度13.2%となっており、平成23年度の17%よりも減少しています。この要因として、「佐倉学」という名称が一般に硬い印象を与えるためではないかと考えます。認知度をアップさせるためにも「佐倉学」という名称に、例えば「佐倉ものしり学問」などの副題をつけてはいかがでしょうか。親しみやすさを持たせることは大切です。 なお社会教育として佐倉学の講座を展開していますが、社会教育という表現は、ともしれば上からの押し付けといったイメージを与えます。市民がお互いに学習しあうものであることから「生涯学習」という位置付けが適当ではないかと考えます。	・佐倉学事業 ・佐倉学推進事業	社会教育課	指導課 文化課	佐倉学の取り組みは積極的に行っており、市内小中学生はもちろん、多くの市民の方々にも受講していただいている実績があります。しかしながら、「佐倉学」としての認知度は低い状況であるため、例えば、今年度は、これまでの「リレー講座」を「佐倉学リレー講座」とするなどして、「佐倉学」の周知を図っていきます。 また、親しみやすい副題を取り入れる等、効果的な周知方法について、検討していきます。
3	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	佐倉学推進における課題 ・教員の負担を軽減するための検討 ・生徒や親に佐倉学への理解を求めするためにカリキュラムにおける佐倉学の位置付けを明確化する	8	教員は県内全域を異動するものであるため、常に佐倉に詳しいとは限らず、異動先で佐倉学を新しい教育視点として知るものと捉え、児童生徒を教育するために佐倉学を学ぶことは、ときに教員の負担となっているのではないかと危惧します。こういった負担を解消するために、特例市で実施しているように、佐倉市を希望する教員の採用を市で行う検討をしてはいかがでしょうか。あるいは、現状のまま県で教員を採用し、人事異動において教員の勤務地域を固定化できるような配慮を要望してはいかがでしょうか。異動してきた教員が佐倉学の授業を行いやすいように、教材を学びやすくする仕組みも大切です。 また、佐倉学は受験に直接関係のない内容となるため、生徒や親によっては重要ではないと考えるのではとの懸念があります。佐倉学の教材は、日本史全体を踏まえた上で、同時代における佐倉の歴史を捉える形になっており、歴史全体を網羅したものです。佐倉学の紹介に日本史との関連付けについての説明を取り入れ、カリキュラムの中で佐倉学の位置付けを明確化することで、理解を促すことができるのではないのでしょうか。	・佐倉学事業 ・佐倉学推進事業	指導課	学務課 社会教育課 文化課	教員が佐倉学を研修する一助として、リーフレット「佐倉学がめざすもの」を全職員に配付すると共に、指導課が主催する夏季研修会の中で「佐倉学研修会」を開催しております。また、研究モデル指定で活用した学習指導案の提供等も行い、教員が授業を行いやすくなるよう努めております。 佐倉学の教材として、佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」を小学校6年生に配付し、各学校では、佐倉学を教育課程に位置づけ、総合的な学習の時間等を中心に学習を進めております。 また、就学時健康診断時等、多くの保護者が集まる場で佐倉学を周知する機会を設けていきます。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
4	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	市内外へのPR ・市民を呼び込む工夫 ・市の独自性を活かした教育を定住促進に結びつける広報の検討	8	佐倉学の取組は佐倉市独自のものであり、より認知度を上げるためには、市民を呼び込む工夫が必要です。市では転入手続き時に自治会加入の案内をしています。このワンクッションがあることで、自治会役員等が転入者に加入についての説明を行う際、すでに転入者が制度を把握しており、スムーズにやり取りをすることができています。これは新しく市民となった住民への良いアプローチです。佐倉学も市民の関心を高めるために、自治会加入と同様の手法や、転入者向けのメニューの実施など、知ってもらう努力やPR方法の工夫をしてください。 定住促進という視点においては、佐倉学を含め佐倉ならではの良い点や市独自の取組をPRすることが大切です。「佐倉に来てよかった」「佐倉を選んでよかった」と感じてもらう取組の広報、例えば、市の独自性を活かした子どもへの教育は親へのPRになり、「佐倉市に住んでみたい」につながるのではないのでしょうか。佐倉学も定住促進に結びつく広報の方法を検討していただきたいと思います。	・佐倉学事業 ・佐倉学推進事業	社会教育課	企画政策課 広報課 教育総務課 指導課 文化課	佐倉市への定住促進については、教育分野でのPRは大変重要と考えております。市の特色の一つである「佐倉学」をより広めるため、転入者への啓発として、転入者セットのなかに佐倉学のパンフレットを同封したり、こうほう佐倉で特集をしたりして、広く周知を図っております。 また、佐倉学の実物教材ともいえる旧堀田邸・武家屋敷・佐倉順天堂記念館を広く周知するため、その入り口としてスタンプラリー・コンサート等を開催し、市民を呼び込む工夫をしています。 今後も、多くの市民が集まる場で佐倉学を周知する機会を設ける等、関係各課と連携し、更なる効果的な周知方法について検討していきます。
5	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	佐倉学事業について ・参加者の属性や人気講座に共通する特徴などを分析し、次の企画に生かす ・リピーターの満足度を上げる仕組みづくり	9	リレー講座における入門・体験・専門という分野の設定、佐倉の伝統の継承への取組は重要なことです。また、散策や体験型、歴史・文化など人気講座の特徴を把握し、そういった視点及び講座で実施するアンケートを参考にした年度毎のテーマ決定も評価いたします。 さらに一歩踏み込んで、参加者の属性や人気講座に共通する特徴などを分析し、次の企画に生かしてはいかでしょうか。 受講生の大半を占めるリピーターの意欲を刺激し、満足度を上げる仕組みづくりも望まれます。大学の講義のように、受講生が希望のコース設定をすることができるように、歴史・自然・文化などの系統や、初級・中級・上級などの設定、またリピーターに研究発表の場を設けるゼミナール方式など、飽きさせない工夫の余地があります。	佐倉学事業	社会教育課	文化課 公民館	リレー講座では、毎年アンケートをとり、その結果を分析して、次年度の計画立案時の参考にしております。今後も、アンケートや社会情勢等をもとに、参加者のニーズや傾向を踏まえた企画を考えていきます。
6	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	佐倉学推進事業について ・将来的に海外で活躍できるよう、今後も佐倉学を子どもの学習に取り入れる ・子どもの学習における佐倉学の価値を明確化し、効果的に位置付けをする	9	海外で活躍する場合、語学は単なるツールです。ビジネスの上ではそれだけでも事足りませんが、パーティーなど交流の場へ参加を求められる機会が多くあります。そういった場面では、故郷の歴史や地域の特性、文化などについて問われることも多く、生まれ育った地域の文化的背景を説明することで、相手からの敬意や信頼を勝ち取ることができます。佐倉学はこれらが身につくものです。将来的に海外で活躍することを想定し、今後も佐倉学を子どもの学習に取り入れ、ふるさと佐倉の歴史や地域の特性、文化への理解を深めていくことが大切です。 また、佐倉学の価値を、そのような視点で説明することも、佐倉学の位置付けとして効果的ではないでしょうか。	佐倉学推進事業	指導課	社会教育課	研究推進事業において、佐倉市の特色ある教育を推進し、子供たちの人格形成、学力向上に資するため、研究モデル校を指定しております。その際、研究テーマの中に「佐倉の歴史や文化、先覚者の生き方に学ぶ佐倉学」を位置づけ、公開研究会の開催や実践発表会等で、佐倉学に係る研修成果を各学校で共有し、佐倉学の研修を深めております。 また、各公民館において、子ども向けの佐倉学事業を展開し、進んで佐倉学を学べる場を設定しています。 このように佐倉学を学ぶことによって郷土を愛する心を育て、将来、国際社会においても郷土の伝統や文化について語ることができる日本人としての自覚を養ってまいります。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
7	3	心豊かな人づくり、まちづくり	佐倉学を推進します	指標について	10	指標として、佐倉への愛着度を掲げていますが、目標値を超えた約7割となっている点は、素晴らしい結果と言えます。一方で、佐倉学の認知度について、アンケート結果が平成24年度13.2%、平成23年度17%と低くなっています。この点に関しては、「佐倉学」という単語の認知度よりも、佐倉城、津田仙、浅井忠、順天堂医院など佐倉の歴史的認知度は高くなっている可能性もあり、地道に佐倉学ののべ受講者数を増加させていくことが大切です。また、リレー講座等への参加者数は減少していないため、アンケートの設定に課題があるとも考えられますが、さらに様々な施策を展開し、認知度を上げてほしいと考えます。	・佐倉学事業 ・佐倉学推進事業	社会教育課	指導課 文化課	佐倉学の取り組みは積極的に行っており、市内小中学生はもちろん、多くの市民の方々にも受講していただいている実績があります。佐倉学の効果的な周知方法、市民のニーズを踏まえた企画運営とともに、佐倉学への取り組みの評価が適切に判断できるような指標の設定について検討していきます。
8	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまことにします	事務体制の維持	11	各公民館は地区の子ども会育成連盟の事務局として、あるいは、子どもたちの育成組織の拠点として、本基本施策の主管課である児童青少年課とともに本事業の実施に関する事務を担っています。公民館と児童青少年課が連携して事務体制を築くことは、地域のサポートとともに、事業の実施に欠かすことができません。しかし、公民館は教育委員会に、児童青少年課は市長部局にと所属する部局が異なっています。また市では定期的な担当者の異動があります。これらを要因として、事業に対する共通理解の保持や協力体制の維持が課題となっているのではないのでしょうか。課題解決のために、事務体制のレベル維持を可能とする人事計画が必要です。	・青少年活動団体 支援事業	児童青少年課	人事課 社会教育課	公民館と連携して子ども会育成事業を円滑に推進するために以下の事業を実施し情報の共有を図っています。 ○各地区の子ども会育成連盟総会には、事務局の公民館だけでなく児童青少年課より所属長と担当職員が参加する。 ○市の子ども会育成連盟の会議や事業に、地区子連事務局員として公民館職員が出席する。 ○県、郡の子ども会育成連盟の事業や事務執行について公民館職員を対象に説明会を開催する。 今後も、職員同士の情報共有を図り、円滑な事務の執行に努めてまいります。
9	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまことにします	市内外へのPR	11	定住促進という視点においては、佐倉ならではの良い点や市独自の取組をPRすることが大切です。成人式に配布する運営委員会が作成している冊子は、新成人にとってふるさと佐倉の良さを改めて知る良い機会となっているもので、近隣都市と比較しても珍しい取組です。通学合宿に関して、県内の他自治体でも同様の取組はありますが、2泊3日の実施自治体が多い中、佐倉市では3泊4日や5泊6日と宿泊日数が長い点、また、各地域の特性を活かしてそれぞれの形式がある点、地区によっては「もらい湯」といった地域の協力による実施の形態を取っている点など、佐倉市ならではの運営体系で通学合宿が行われています。そういった点はセールスポイントとなり得ます。子育て理解講座は、市内中学生を対象として、助産師による講演、経産婦や乳児との触れ合いを通して子育てへの理解を深める授業です。命の大切さ、親への感謝の気持ちを育むこの取組を、家庭科や総合的な学習の時間等に市内全中学校で授業として実施していることはかなり珍しく、大変有意義な活動と言えます。このような、佐倉市が推進する人づくり、心豊かな人間づくりに結びつく取組を定住促進に活かせるよう「佐倉はいい、素晴らしい、佐倉だからこそ」を訴えられる点として整理をしてください。市の施策を他と比較することで、他にないものが見えてくるものです。そういった点のPRをもっと積極的に工夫をして欲しいと考えます。	・成人の日事業 ・地域教育活動推進事業 ・子育て講座事業	社会教育課	企画政策課 広報課 教育総務課 児童青少年課	成人式での配布冊子や通学合宿、子育て理解講座は佐倉市の特色と言える取り組みです。子供の時代から年齢に応じて、佐倉ならではの良さを味わうことができます。佐倉の特色、良さを広く周知できるよう、こうほうを活かしたPR等、関係各課と連携し、情報発信の方法など検討していきます。
10	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまことにします	PTAとの連携	12	PTAの負担感が大きいという課題があります。そもそもPTAがないと学校の運営が立ち行かないのかといった必要性を根本から見直すような検討の余地もあるのではないのでしょうか。PTAは、学校にとって必要な組織という視点だけではなく、親にとっても必要な組織という視点でなくては続かないと考えます。PTAが組織として欠かせないものであるとして、PTAメンバーが均一に負担を担うことは実質的に難しいので、その発想を取り除き、工夫して役割分担をする組織となるような会則の見直しを望まれます。		社会教育課	学務課 児童青少年課	PTAは、子供の健全育成を目的に組織され、各PTAで活動が行われています。しかし、PTAは任意の団体であることから、必要性の有無を検討することは難しいと考えます。今後、昨今の社会情勢等を踏まえ、各PTAにおいては会則の見直し等をするとも考えられますので、他の会則の情報提供等、PTAとの協力を図っていきます。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
11	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	家庭教育推進事業について	12	家庭教育学級は、子育てをする親にとって大変有意義な取組であると感じます。学校ごとに対象者や日程等、実施形態は異なっていますが、より多くの子育てをする親に参加してもらうことが大切です。児童が新入生か高学年かによって、親が求める情報は異なっているので、参加意欲を上げるために各学年の実情に即したテーマの選定が必要ではないでしょうか。	家庭教育力推進事業	社会教育課		家庭教育学級については、各学級の自主性を重んじて運営を行っていただいている現状があります。各テーマについては、良い実践を行った学級の例を紹介したりして、テーマ選定の一助としていきます。
12	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	成人の日事業について	13	佐倉市は成人式を公募の運営委員により運営しています。委員確保に手間がかかる点もありますが、結果として県平均と比較しての出席率も高くなっています。同年代の地区出身者が運営、司会などを行うことで、運営委員と参加者に連帯感が生まれ、式進行をスムーズに行えていることは大変素晴らしいことですので、今後もこの体制を維持してください。成人式で配布する運営委員会が作成する記念冊子は、内容も充実しており、ふるさと佐倉を改めて知る良い機会となっています。この冊子の中で佐倉学を取り上げ、学んだことを思い出す機会や佐倉学のPRにつながる試みとしてはいかがでしょうか。	成人の日事業	児童青少年課	社会教育課	運営委員会と参加者に連帯感が生まれ式典の進行をスムーズに行うために、引き続き新成人による運営委員会を組織して成人式を運営してまいります。記念品については、運営委員会で記念冊子にするか品物にするかを含めて内容を決定しております。委員に対して、ここ数年作成してきた記念誌が、他市町に比べても珍しい取り組みで評価が高い旨を伝え、その内容についても佐倉学など佐倉の特色を生かしたものを提案してまいります。
13	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	地域教育活動推進事業について	13	通学合宿・交流合宿は、現千葉敬愛短期大学学長である明石要一教授が当時提唱していた試みを平成13年度に内郷小学校をモデル校にスタートしたものです。その後、中志津の自治会館、臼井の老人憩いの家などを会場に他地区にも広がり、現在の形になっています。根郷地区では地区内の住民の自宅のお風呂をお借りする“もらい湯”や、複数校が一箇所に集まるスタイルで実施したり、志津地区と佐倉地区は地域の高校のセミナーハウスを宿泊所として活用したりと、地区それぞれの特色が生まれています。また順天堂大学、千葉敬愛短期大学、佐倉南高校、南部中学校の学生・生徒達もボランティアとして参加しており、教育機会として大変素晴らしい取組になっています。合宿の1カ月前後に参加者に対して実施するアンケート結果によると、児童が自主性を持つようになったという傾向がみられ、非常に有意義な取組と言えます。市全域に拡大してほしいところですが、実施に当たっては宿泊の機能に加え、調理及び風呂の設備が必要となる点が課題となっています。今年度より、弥富小学校を会場とする交流合宿の対象を市全域としたことは実施地区の拡大が難しいという課題を補填できるものと期待されます。より多くの児童が貴重な体験をする機会を持てるよう、今後さらに交流合宿の参加対象が市全域であることをしっかりと周知してください。また、内郷小学校の実施期間は、5泊6日と他と比べて長い日程となっていることから、近年、塾などのために参加を見合わせる家庭があるとのことですが、日程が長いからこそ得られるものもあるので、現在の形で実施を継続してほしいと考えます。	地域教育活動推進事業	社会教育課	広報課	通学合宿、交流合宿については、アンケートや先生方からのお話などからも、その効果は大変高いものとなっています。通学合宿については、運営方法に課題が多いですが、現状を維持しながら、継続していきたいと考えております。交流合宿については、市全域を対象とし、佐倉市の小学生であれば、宿泊を通じた交流や社会体験ができることを、学校への手紙配布やこうほうを通じた情報発信等で周知していきます。
14	3	心豊かな人づくり、まちづくり	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	指標について	14	佐倉市の学力学習状況調査結果は全国平均、千葉県平均を上回る数字です。この結果を維持・向上させることを明確な目標とし、市として力強く取組を実施してはいかがでしょうか。	学習状況調査事業	教育センター	指導課	確かな学力の向上は、佐倉市の重要な教育施策の一つです。現在も学力・学習状況調査ならびに佐倉市学習状況調査の結果を分析して各学校に情報提供を行い、それらを活用した授業改善を推進しております。また、指導課と連携しながら好学力チャレンジプリント・テストの活用を促進しております。今後も学校及び指導課と連携を図りながら、児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

意見 No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書 P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
15	3	心豊かな人づくり、まちづくり	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	地域や団体との連携	15	<p>学校が地域と信頼を結び連携することは相互に良い効果をもたらすものです。</p> <p>学校が得た不審者情報などを自治会や地域まちづくり協議会などと共有することがスムーズにできれば、犯罪の抑制に繋げることができます。逆に、地域の団体から情報提供することも同様です。実際に学校と地域の連携により、最悪のケースを想定して、市内外で起きた情報を共有している地域があることは、大変評価できる点です。実施団体の拡充が望まれます。</p> <p>子どもの見守り活動に関わる防災無線放送は、子どもたちの下校時刻に地域へ子どもたちの安全確保に理解・協力を促しており、良い取組と感じられます。今後ぜひ継続をしてください。</p> <p>また、平時から地域の防災訓練に児童・生徒が参加し、それぞれがどう動くかといった役割分担を認識しておけば、災害時など、いざという時に中学生は即戦力となる可能性があるのではないのでしょうか。</p> <p>ただし、ときに連携において起こりうる過度な干渉に留意することが大切です。学校の運営に地域の教育力を活用し、地域に開かれたコミュニティ・スクールとする場合、地域まちづくり協議会と学校運営委員会など、それぞれの団体がうまく連携して活動していくためには、「できる人が、できる時に、無理なく、楽しく」のスタイルが肝要となってきます。学校のためになることで、学校側の状況を分かった上で、地域の人が輝ける活動ができるスタイルが理想と言えます。</p>		学務課	自治人権推進課 指導課 社会教育課	<p>学校が得た不審者情報等は、教育委員会が市のホームページアイアイ情報として、広く市民に周知しております。しかし、全ての地域の方が市のホームページを確認しているわけではありません。そこで、全ての情報をタイミングよく地域の方に伝えることは難しいのですが、学校だより等で地域の方に情報を発信するように学校に指導していきます。</p> <p>子どもの見守り活動については、現在行っている防災無線の活用、教育委員会職員による防災放送を流しながらの青色回転灯着装車によるパトロール、通学路巡回警備委託の安全パトロールは、今後も継続・強化してまいります。また、「できる人が、できる時に、無理なく、楽しく」の方針を伝えてまいります。</p> <p>児童生徒参加の地域防災訓練については、地域によっては学校に依頼し、子どもたちが一緒になって訓練を行っているところもあります。児童生徒の防災訓練への参加の重要性については、安全教育において、子どもたちに指導しているところでもありますので、地域からの依頼や実情に合わせながら学校でも積極的な参加を啓発していくよう指導してまいります。</p>
16	3	心豊かな人づくり、まちづくり	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	子どもの安全・安心なまちのPR	16	<p>定住促進という視点においては、佐倉ならではの良い点や市独自の取組をPRすることが大切です。</p> <p>市の小中学校には、子どもたちの安全を地域のボランティアと保護者が一緒に守っていく「アイアイプロジェクト」という活動があります。これは、通学時の見守り活動、スクールガードボランティアです。また市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報を、保護者や地域の皆さんにいち早く知らせ、子どもの安全や安心に役立てるものです。この事業は、地域のために自分達にできることをやっていきたいという市民カレッジ生の申し出がきっかけとなり、市全域に広がったと言えます。子どもたちの安全・安心に関わる佐倉ならではの取組であり、地域が一丸となって子育てをする姿勢を市内外にPRすることで、佐倉に住みたい、住んでよかったと感じてもらえるのではないのでしょうか。</p>	学校通学路安全確保事業	学務課	企画政策課 教育総務課	<p>佐倉市が子育て世代をターゲットとして定住促進を進める上で、子育てや子どもたちの教育に関する事業は大変重要と考えております。</p> <p>子どもたちの安全を、地域のボランティア方々と保護者が一緒に守っていく「アイアイプロジェクト」という活動は、佐倉市の特色でもあり、それぞれの地域で大きく貢献しています。スクールガードボランティア及び保護者の協力者の総数が1万人を超えるなど、地域が一丸となって子育てをする姿勢を市内外にPR・情報発信することが必要であると考えています。具体的な情報発信については、検討してより効果的な方法で周知していきたいと思っております。</p>
17	3	心豊かな人づくり、まちづくり	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	学校通学路安全確保事業について	16	<p>スクールガードボランティアとは保護者や地域の方々が登録し、学校を核として活動するもので、活動内容や方法は学校ごとに異なります。地域として子どもたちの成長を見守る活動は、大変有意義であると感じます。一方で、活動時の心掛けや対処などに共通認識が持てているのか、懸念される点が見受けられます。例えば、不審者にやみくもに対処する危険性の認識、信号を渡る際に大人がいても子どもたちが自分の目で見て安全を確認して渡るような教育が大切です。活動に関わる全ての人が、研修などを通してこういった点について共有することができるようなシステムの構築が求められます。</p> <p>スクールガードボランティアへの登録の呼びかけについても工夫の余地があるのではないのでしょうか。特に市民カレッジやコミュニティ・カレッジなどに籍を置いているような、まちづくりや地域貢献に意識の高い人々への声掛けは効果が高いと期待します。また、一般的に近年、ボランティア活動に携わっている多くは70、80歳代です。高齢化が進み、高齢者が元気であること事体が社会貢献であると言われていますが、一歩踏み込み、地域の力として活動の担い手となってもらうにはいかがでしょうか。</p> <p>スクールガードボランティアと地域防犯活動ネットワークとの連携により、事業の充実を図ることも大切です。</p>	学校通学路安全確保事業	学務課	公民館 危機管理室	<p>ボランティア活動に関わる方の研修や共通認識を持つ場としては、年に1度実施するスクールガードフォーラムを考えております。フォーラムは、スクールガードボランティアの団体からの代表者と学校職員に参加してもらっています。内容は、警察や消防署の救急隊等の方の講演や各地域の活動の様子及び成果と課題についての報告をおして情報交換を行っております。スクールガードボランティア及び保護者の協力者の総数が1万人を超えて増加しているものの登録者の高齢化や現象については、団体のかかえる問題としてフォーラムの中で話われております。各地域でいろいろ工夫をされて人数の確保に努められておりますが、団体ができること、教育委員会ができることを検討しながら協力者の確保に努めてまいります。</p>

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
18	3	心豊かな人づくり、まちづくり	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	学校評議員制度と学校運営委員会 ・学校運営委員会設置の必要性を精査 ・学校運営委員会の取組内容についての検討	17	学校運営委員会は、現行の評議員制度の充実をさらに図った上で、学校の経営上必要と精査された場合に設置すべきではないでしょうか。また取組内容については、地域まちづくり協議会の事業等を考慮して実施すべきです。学校運営委員会が、教職員にとって本来の職務以上の過度な負担にならないよう配慮が必要です。	開かれた学校づくり事業	指導課	学務課	地域に開かれた学校づくりを推進するため、8小中学校に学校運営委員会を設置しております。学校運営委員会制度は、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させると共に、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことができます。今後も学校運営委員会の成果を各学校に広め、地域の実態にに応じ、学校運営委員会準備校の設置や活動の支援を計画的に進めてまいります。
19	3	心豊かな人づくり、まちづくり	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	教育ミニ集会への参加者増加を目指す工夫 ・名称の変更もしくは副題をつけて親しみやすさを持たせる ・会の目的を周知する ・卒業生への呼びかけを行う	17	教育ミニ集会に一人でも多くの方に参加してもらいたいという課題について提案します。現状として、授業参観と併せて教育ミニ集会を実施していますが、保護者が参加をせずに帰宅してしまうとのことです。教育ミニ集会という名称が、出席すべき大切な場であるという印象を与えないことに要因のひとつがあると感じます。会の重要性や主旨が参加対象者に伝わるような名称に変更をすることはどうでしょうか。名称変更が難しい場合、例えば「学校・地域・家庭のコラボ」といった副題をつけて親しみやすさを持たせることもひとつの手段と考えます。会の目的について、地域の方へきちんと周知ができていないと感じます。地域で回覧される学校だよりなどに記事を掲載するなど、情報共有に努めてください。また、卒業生を参加者として取り込むことで、大切な財産である人材の獲得が期待できます。同窓会企画など、卒業生の参加・活躍につながる呼びかけを行うのはいかがでしょうか。	開かれた学校づくり事業	学務課	社会教育課 自治人権推進課	教育ミニ集会は、学校が核となり、地域コミュニティを構築する場、学校から情報発信をし、学校運営に対して理解を広げる場等として位置づけ、各学校の状況に応じたテーマを基に実施しております。また、これまでも保護者への配付物だけではなく、地域回覧物による広報、広報さくらへの掲載、学校ホームページへの掲載、学校だよりへの掲載等、広く周知を図っているところであります。引き続き、一人でも多くの方に実施の目的やテーマを分かりやすく伝え、地域の一員として主体的に参加していただけるよう、効果的な周知に努めてまいります。
20	3	心豊かな人づくり、まちづくり	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	指標について ・人数を指標に設定することで、人集めに目的がシフトしやすい点に留意が必要 ・課題解決につながる指標への見直し	17	人数を指標に設定することで、人集めに目的がシフトしやすい点に留意が必要と考えます。スクールガードボランティアは地域に協力を求めるだけでなく、PTAが参加することで登録数が1万人を超したとのことですが、実態として、活動を盛んにしている人とそうでない人がいます。指標の考え方として、登録人数を増やすことが目的ではないので、取組に当たってはその点を留意してください。成果指標について、教育ミニ集会への参加者数として「市内全児童生徒数」に対する「教育ミニ集会への参加者数」の割合を掲げてありますが、課題である「一人でも多くの地域人の参加」につながる指標となるよう見直しをしてください。	開かれた学校づくり事業	学務課	教育総務課	健全な児童・生徒を育成するためには、学校教育、家庭教育のみならず地域の教育力は不可欠であります。近年、児童、生徒数が減少する中、保護者だけでは学校への協力者は減少する一方であります。地域に支えられ、地域から信頼される学校とするため、「一人でも多くの地域の方」に地域の宝として子どもたちを育てただけのよう、成果指標を近年の参加者数の平均値である3,000人とし、継続して多くの子どもたちを見守っていただけるよう設定しました。今後も目的等の周知を図り、主体的な活動を行っていただけるよう努めてまいります。



意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
21	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならでは』を創造・発信するまちにします	交流人口増加につながるPR	19	佐倉市には歴史文化資産が多く存在します。文化財施設の保全とともに、見学誘致や映画・ドラマ等の撮影受入、千葉市内にある商業施設ギャラリーでの祭礼写真展実施による情報発信など、現在でも様々な取組を行っていますが、この素材を今以上に活用することで交流人口の増加につなげることができるのではないのでしょうか。交流人口の増加は直接の効果だけではなく、イベント参加者がツイッターやブログなどSNSに体験を掲載するなど、市外へのPRとなり得ます。他市では、海外の若者を観光大使に任命してSNS等でその地域の魅力を情報発信してもらう取組があります。鉄道車内に吊り広告をしたり、船橋・市川など主要駅に大きなポスターを貼ったり、人目につくインパクトのあるPRも効果が期待できます。鉄道利用者が到着してすぐにアクセスできるように、観光案内所をより駅近くに設置すると観光客へのPRとなると考えます。市内に目を向けて地区別で見ると、比較的人口の少ない地域に観光・歴史文化資産が集中し、人口の多い西側の地区にはそういった資源が少ないということが分かります。歴史的な佐倉地区と志津・ユウカリが丘地区等の新興住宅地という異なる地域性を融合し、全ての区域が一体となるような取組や地域間交流人口を増加させる施策に取り組むことで、市内の活性化を図ることができるのではないのでしょうか。	文化財普及啓発事業 文化財施設管理運営事業	文化課	企画政策課 広報課 行政管理課 産業振興課	【現状】武家屋敷等の文化財施設は、開設以来、文化財としての保存と常時公開の両立を図り、各種主催事業の実施、民間の文化活動（作品展示、発表、コスプレ等）、映画・ドラマ等の撮影を受け入れることにより、入館者増・収入増に努めています。 また、平成28年度より佐倉のイベントガイド夏号、秋冬号を京成沿線各駅に配架し、そのガイドの中で武家屋敷、旧堀田邸等の市内文化財施設の紹介を掲載して定住・交流人口の増加を図っております。 【今後の対応】平成27年度から設置された企画政策課のシティプロモーション担当や文化庁の文化財版クールジャパン戦略の一環である日本遺産に「北総四都市江戸紀行」の城下町佐倉として平成28年4月に認定されることを契機に市外・海外への情報発信に努めます。 市内西部と東部の歴史文化資産の密度の差については、近世という時代に限定されることであり、旧石器時代にはじまる佐倉の歴史の市内各所にあります。今後もその周知・活用に努めます。 なお、日本遺産「北総四都市江戸紀行」の構成文化財には旧城下町と成田街道でつながる志津地区井野の七代目市川團十郎の道標も含まれています。
22	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならでは』を創造・発信するまちにします	部局間の連携・体制づくり	20	第4次佐倉市総合計画では基本施策8における現状と課題として、観光行政の体制づくりを挙げ、「文化・芸術的資産を活かし、観光行政の伸張を目指す体制を整備する必要があります」と記述されています。施策の推進に当たっては、この課題認識が重要であり、組織横断的な取組が求められています。 歴史文化資産を観光資源として活用する総合的な体制整備について、フィルムコミッションなどのニーズに対処しきれていない課題があるようです。武家屋敷等の文化財施設の管理をする文化課、観光やロケの団体の受付となる産業振興課の双方を兼務した人員配置など、課題を乗り越える工夫が必要ではないのでしょうか。フィルムコミッションは拘束時間が長く、年間いくつものイベントの開催業務を抱える産業振興課では、物理的に人員を割けない状態とのことですが、戦略的に実施するのであれば、各種補助金の活用や任期付の専任職員を採用するなど対応をぜひ研究してください。	文化財施設管理運営事業	産業振興課 文化課	企画政策課 広報課 人事課 行政管理課	【現状】武家屋敷等の文化財施設は、常時公開の文化財であり、社会教育施設です。現状では、映画・ドラマ等の撮影受け入れによる入館者数・各種収入増が見込めることはメリットではありますが、休館日を除き、映画・ドラマ等の撮影のための貸し切りに対応していません。開館時間内は一般見学と並行で実施しています。 【今後の対応】今回認定された「日本遺産」は訪日外国人旅行者が日本全国を周遊して地域の活性化に結びつくようにするためにその観光客の受け皿として魅力あるブランド力を発揮することが期待されているものです。佐倉市の歴史や文化芸術の魅力を最大限に活用し、市の魅力としていくために今後、より関係所属間での連携促進を図る必要があると認識しております。 フィルムコミッションについては、現状以上の撮影受け入れを行うのであれば、社会教育施設としての公開に制限を加え、貸し切り等の対応を検討する必要がありますが、代替施設の紹介など受入全体の対応強化に向け、体制づくりなど関係所属間で研究してまいります。
23	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならでは』を創造・発信するまちにします	産学連携	20	ターゲットを明確にしたPRとして、産学連携で、若い人向けにITやアプリの活用を取り込み、ポイント付与等の試みをしてはどうでしょうか。		産業振興課 文化課	企画政策課 広報課 情報システム課	映画・ドラマ等のロケ地でもある旧堀田邸等の文化財施設を対象とすることに協力します。 平成28年2月から、AR（仮想現実）アプリを利用した観光・文化情報の発信を市内11拠点で実施しております。今後は、東京情報大学と連携し、ARを利用した佐倉のPR戦略の策定やコンテンツの製作を進める予定です。 また、民間開発のスマートフォン用アプリによる「こうほう佐倉」の配信について、平成27年4月から「i 広報紙」（電子書籍版）により実施済、平成28年8月から「マイ広報紙」（テキスト版）試験運用中です。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
24	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならではの』を創造・発信するまちにします	市内外へのPR 佐倉ならではの良い点や市独自の取組を定住促進のセールスポイントとしてPR【PRポイント】 ・市外の小中学校へダイレクトメールを送付して文化財施設の見学者を勧誘する取組は顧客のニーズを捉えた工夫である【工夫ポイントの提案】 ・市の魅力をいくつかの媒体を通して発信している点は素晴らしいので、それを連携するとより効果が期待できる ・マスコミ等、市が主体となる以外の情報発信媒体の活用が必要	20	定住促進という視点においては、佐倉ならではの長所や市独自の取組をPRすることが大切です。 市外の小中学校へダイレクトメールを送付するなど、文化財施設に見学者を勧誘する取組が見学者数の増加に結びついている点は素晴らしいことです。今後も顧客のニーズを捉えたPRの工夫に取り組んでください。 今年度より開始した広報紙を見ることができるアプリのサービスは現在600件程度の登録者があります。その他、市ではテーマごとのFacebook開設や、フォロワーが20,500人程度にもなるカムロちゃんツイッター、防災ツイッター、Youtubeの配信などを実施しています。また現在、観光用Wi-fi拠点の整備を行っている中で、平成28年2月に5ヶ国語に対応したサービスを開始予定とのことであり、いくつもの媒体を通して市の魅力をPRしていることを評価します。これらを連携させることで、より大きな効果が期待できると考えます。 市とは別の情報発信媒体の活用も必要です。大きな影響力のあるマスコミへの情報提供は大切です。また、他市の取組を参考にしたり、例えばALTなどの協力を得て、外国向けに佐倉市の魅力を情報発信する取組はできないでしょうか。	文化財普及啓発事業 文化財施設管理運営事業	文化課	企画政策課 広報課 行政管理課	【現状】佐倉には旧石器時代にはじまる歴史があり、中近世の旧城下町は4か所を数えます。その中でも佐倉城の城下町と成田街道が横断することから現在でもその名残を見つけることができます。その点が評価され、平成28年4月に日本遺産の「北総四都市江戸紀行」の城下町佐倉として認定されました。 【今後の対応】千葉県と佐倉市・成田市・香取市・銚子市が平成28年5月に設立した日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会では、「世界から一番近い江戸」という視点で海外への情報発信、外国人モニター事業等も検討しています。これらの事業に併せて佐倉市のシティプロモーション事業の一環として様々な媒体をととした情報発信に努め、マスコミへの情報提供もこれまで同様積極的に進めます。 マスコミへの情報提供は、平成28年2月から一目で佐倉市からのプレスリリースと識別できるよう全庁的な共通様式を作成し、これまで以上に積極的に進めます。
25	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならではの』を創造・発信するまちにします	土地柄に見合う観光の整備 ・観光資源として良い素材、有意義な普及活動はあるが、全体として連帯・連携が不足している ・市内の文化施設が点在し周遊が難しいという課題に対し、工夫の余地がある ・文化施設のアプローチの印象の大切さ	21	佐倉市は国・県・市が指定・登録する文化財施設をはじめ観光資源として良い素材を持っています。ぶらり佐倉検定や講演会・見学会による普及事業は市民が歴史文化資産を知る良い機会となっている有意義な取組です。一方で、市民でさえ佐倉にある全ての歴史文化資産を知っている人は少ないと思われる。個々に宣伝はしているようですが、全体として連帯・連携の取組が不足しているのではないのでしょうか。 市内の文化施設がそれぞれに点在していることを課題とする意見もありますが、佐倉市の豊富な自然・緑の中にある施設は、ドライブや散策などで行く甲斐があると感じられます。手入れされた農地は美しい景観の一部となり価値を高めています。現状では行きづらいところも、推奨ルートの設定や案内看板を充実することで、多くの人が楽しめる可能性を感じます。 他市の取組として、湯布院では個人宅を美術館として公開しており、お茶を飲むことができるなど、施設間に立ち寄り、楽しむことができる拠点があります。文化財の各施設の距離が遠いとしても、その距離を厭わせない、楽しむ要素を生み出す工夫を他の基本施策とも連携して取り組んではいかがでしょうか。 また、点在する施設を結ぶ人力車のサービスがあると面白いのではないのでしょうか。佐倉は坂が多いので、電動アシスト付きなどの開発に取り組むのも一つの手だと考えます。 施設までのアプローチの印象も大切です。例えば、DIC川村記念美術館は、駐車場から美術館の入り口まで距離がありますが、並木の木陰を通る雰囲気のあるアプローチで、距離を気にせず楽しむことができます。施設の保全・整備に当たっては参考にしてください。 また、DIC川村記念美術館では佐倉市と東京をつなぐバスを運行しています。行政で同様の取組を実施することは難しいかもしれませんが、民間や周辺自治体などと連携するなど、東京から人を呼びこむ工夫を検討してください。	文化財普及啓発事業 文化財施設管理運営事業	文化課	企画政策課 広報課 行政管理課 産業振興課	【現状】文化財や文化財施設が点在することについては、江戸を支えた城下町をテーマとして日本遺産の認定によってパッケージ化することができました。 ただし近世以外の歴史文化資産がすべてパッケージ化されたわけではありません。 【今後の対応】佐倉市には京成線沿線に国指定史跡本佐倉城跡、佐倉市指定史跡臼井城跡があります。いずれも戦国時代の城跡ですが、これらも周辺の関連文化財とともにパッケージ化することが可能です。また、同じく京成線ユーカリが丘駅周辺には国指定史跡井野長割遺跡と県指定史跡上座貝塚があり、縄文時代の遺跡が緑地として保存されています。周辺では大型商業施設が開業し、人の動きの変化に合わせて周知に努めます。今後は日本遺産や地方創生の取り組みを契機に、「北総」地域のブランド力強化や沿線自治体間での協力など、連携について研究してまいります。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
26	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならではの』を創造・発信するまちにします	歴史的建造物の保全 佐倉らしい街並みの保全整備を推進	22	都市計画課が進める景観条例の改正のポイントは、上位である国の法に基づき、まちの調和を大切に過ごしやすいようにするものです。新町と裏新町を景観形成重点区域に設定する方針となっています。今後も佐倉らしい街並みの保全整備を推進してください。	文化財施設管理運営事業 歴史的建造物保存整備事業 武家屋敷保存整備事業 旧堀田邸保存整備事業 佐倉順天堂記念館保存整備事業	文化課	都市計画課	【現状】佐倉市の歴史的建造物は、国指定1件・県指定4件・市指定5件・国登録3件（平成28年8月1日に旧但馬家住宅・旧平井家住宅登録）・市登録6件があります。 【今後の対応】新町地区周辺の歴史的建造物の保護に努め、活用に軸足を置く国・市の登録有形文化財制度の活用を進めるとともに良好な景観形成に努めます。
27	4	明日へつながるまちづくり	『佐倉ならではの』を創造・発信するまちにします	佐倉藩政資料保存整理普及事業について 江戸時代の佐倉の貴重な文献資料である『古今佐倉真佐子』を市民が気軽に読むことができるようにし、次の活用につなげる取組の継続・展開 ・関連地を歩く事業など市民が親しむことができる機会の提供 ・ドラマ化に繋がる出版物の刊行 ・資料へのアプローチや見せ方に段階をもたせる	22	江戸時代の佐倉の貴重な文献資料である『古今佐倉真佐子』を市民が気軽に読むことができるようにし、次の活用につなげるのが大切です。公民館等の市民大学などで実施している資料に出てきた地を歩く事業など、市民が親しむことができる機会の提供は今後も継続してほしいと考えます。また、刊行することでドラマ化にも結びつく場合もあります。人に知ってもらうことがまず大切となりますので、思い切った工夫が必要です。資料へのアプローチや見せ方をいくつか用意して、入口に段階を持たせることで「おもしろさ」を感じさせるものとなるよう研究してください。	佐倉藩政資料保存整理普及事業	行政管理課	文化課 社会教育課 公民館	「古今佐倉真佐子」については、江戸時代中期の佐倉の様子が記された貴重な文献として、佐倉市カレッジ等の講座において広く利用されております。平成27年度に「古今佐倉真佐子」原本の修復を行いました。しかしながら、現在刊行されているものは、資料原本に忠実でないもので、読み間違いなども多く存在しております。そのため、佐倉の歴史資料を活字化してゆく市史編さん事業である『佐倉市史料叢書』のひとつとして、正確な活字化による刊行を実施します。今後この刊行物を利用するなかで、市民等による生涯学習における活動が推進されるものと考えられます。これが今後の資料への幅広いアプローチにつながってゆくものと考えています。また、こうほう佐倉での連載や各種普及事業・刊行物において一層活用に努めます。特に平成29年度については佐倉・城下町400年記念事業の最終年における取り組みとして、周知活用にいっそう努めてまいります。
28	4	明日へつながるまちづくり	芸術文化活動の盛んなまちにします	芸術・文化活動への参加支援 「芸術・文化活動への参加を支援する」の実現のため、団体に所属していない個人・グループにも発表の機会を提供できるような仕組みづくりが必要	23	市民文化団体が実行委員となって運営する事業では、団体以外の新規の参加者への間口が狭くなってしまう場合があります。本施策が目指す「芸術・文化活動への参加を支援する」の実現には、団体に所属していない個人・グループにも発表の機会を提供できるような運営を行うことが必要と考えます。		文化課	市民音楽ホール 美術館	新規文化団体から参加希望があった場合、市民文化祭の協賛行事としてご参加いただき、文化祭終了後に行う実行委員会において新規団体の活動状況等を審議した上で次年度以降の主催事業にご参加いただいています。また、個人参加者については、HPや市広報、公共施設へのポスターの掲示・チラシの配布を行う一方、市民文化団体には市内在住・在勤の方がより多く参加しやすくなるよう工夫をお願いしていますので、今後もその工夫を強化していただけるよう相談してまいります。
29	4	明日へつながるまちづくり	芸術文化活動の盛んなまちにします	市民音楽ホールの施設整備 利用者増を目指し、二階に上るためのエレベーターの設置など障害者・高齢者に配慮した整備が必要	23	佐倉フィルハーモニー管弦楽団などの市民音楽団体の育成、バック・ステージツアーの実施など音楽ホールの取組はいずれも評価できるものです。さらに利用者を増やすという視点で、二階に上るためのエレベーターの設置など障害者・高齢者に配慮した整備が必要ではないでしょうか。	市民音楽ホール施設整備事業	市民音楽ホール	資産管理経営室	市民音楽ホールホワイエ1階と2階を結ぶエレベーターの設置につきましては、高齢者や障害をお持ちの方へのやさしい利用環境づくりにつながるものですが、大地震発生時等の緊急避難への影響を考慮する必要がありますので、設置スペースや建物構造への影響などととも検討してまいります。
30	4	明日へつながるまちづくり	芸術文化活動の盛んなまちにします	コスト意識 ・費用対効果を意識し、経費を掛ける価値がある素晴らしいものであることをPRする ・美術の価値をより伝えるようにする ・来館者を増やす工夫をする	24	およそ1,250点の収蔵品を持つ美術館を維持するためには多大な経費がかかるため、費用対効果を意識することは大切です。その経費を掛ける価値がある素晴らしいものであることをPRしてください。昨年度開催した浅井忠展には予想を上回る7,000人程度の来場がありました。これは、佐倉市立美術館が開館以来20年間推進してきた姿勢により市民に馴染みのものとなり、企画の工夫で来館者を増やすことができたことと理解することができます。美術の価値をより伝えるようにすることも美術館の仕事だと考えます。アピールするタイトル付けや宣伝方法も含めて収蔵品等の魅力を伝え、来館者を増やす工夫に力を入れてほしいと思います。		美術館	広報課	昨年度開催した、「魔法の美術館」では、市広報紙や広報番組の他、HPやケーブルTVの動画CMなど、低コストの宣伝活動を展開し、低年齢の子どもを含めた幅広い層にアピールすることができたものと考えます。観覧者数は、これまでで最も多い18,554人を記録しました。 また、「高橋真琴の原画展」は、佐倉市ゆかりの作家を探りあげた企画展として開催しました。遠隔地からの観覧者も多く、佐倉市の魅力を全国に発信することができました。今後とも来館者を増やす工夫を続け、芸術文化活動が盛んになるよう追求いたします。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
31	4	明日へつながるまちづくり	芸術文化活動の盛んなまちにします	定住・交流人口の増加につながる工夫	24	芸術・文化は定住・交流人口を増加させるアイテムの一つとなり得るものです。この視点を踏まえて、さらに効果的に人を呼び込めるように検討することが重要と考えます。 千葉・北総地域で活動する美術館5館が連携した「CKBガイドマップ」の作成は、千葉・佐倉・成田方面の美術館めぐりや観光の活性化に効果のある良い取組です。また、市内に4つのミュージアムがあることは非常に珍しく貴重な財産と言えます。市立美術館、国立歴史民俗博物館、DIC川村記念美術館、塚本美術館、このミュージアム4箇所を回遊してもらえらるルートの設定など、ここでも連携することで入場者数の増加、交流人口の増加につなげていくことができるのではないのでしょうか。佐倉にあればこれを見ることができ、見てみたいと思わせる目玉作品を戦略的に購入したり、他美術館から良い作品を借りたりすることも有効な手段です。また、教育度・文化度の高いまちは定住人口の増加促進の際にPRポイントとなります。美術館が代表的な文化の拠点として機能するように工夫を続けてください。 このように芸術・文化を楽しむ人に届くツールを増やしアプローチしていくことが、市外から人を呼び込む大切な要素のひとつという意識をもって継続的かつ積極的に取り組んでください。		文化課	企画政策課 市民音楽ホール 美術館 産業振興課	現在、京成佐倉駅からDIC川村記念美術館（以下、川村美）までのルートの無料送迎バスに市立美術館、歴史民俗博物館を経由する便を設置していただいております。しかしながら、やはり目的地は川村美術館であり、途中下車するお客様が少ないのが現状です。今後は、今まで以上に質の高い展示、より幅広い層にアピールする展示を企画し、最終目的地の途中でバスを降りるお客様を増やしたいと考えます。 なお、文化課では平成26年度から、「佐倉検定」について歴博を会場に開催するなど、歴史文化の分野でも歴博との連携協定をさらに活かしてまいりたいと考えています。 また、平成28年度より佐倉のイベントガイド夏号、秋冬号を京成沿線各駅に配架し、そのガイドの中で歴博、川村美、市立美術館等の展覧会の紹介を掲載して定住・交流人口の増加を図っております。 今後、佐倉市とその周辺の博物館・美術館の連携した活動のひとつとして、市立美術館では市内の歴博・川村美と協力して、「美術館・博物館がある街」をアピールできるよう、京成佐倉駅ホームへの三館共通看板設置を進めています。引き続き、関係課・関係館協議のうえ連携して行えることはないか模索してまいります。
32	4	明日へつながるまちづくり	芸術文化活動の盛んなまちにします	美術館教育普及事業	25	今夏開催された対話による美術鑑賞プロジェクト「ミテ・ハナソウ展」での取組で、市民ボランティアの鑑賞コミュニケーターが進行役となって、作品をじっくり見ながら対話し、作品についての考えを深めるおしゃべりツアー「ミテ・ハナソウ・カイ」を毎日実施しました。子どもたちがコメントを作品近くに貼るなど参加型にしたことで、他の鑑賞者がそれを共有することができ、新しい楽しみがあったと意見が寄せられました。一方で「静かな展示室」を求める否定的な感想もあるということで、共存のあり方を検討しつつ、美術館の新しい楽しみ方を提供し、利用者層を広げるものとして展開をしてほしいと思っております。 教育面においては、授業中は発言の少ない児童が活発に意見を述べるとは違った子どもの新しい一面を引き出せたと言います。子どもたちにアートが身近で楽しいものであることを伝える良い機会になったと捉えることができます。子どもたちがアートに触れる機会を増やすことは、教育度・文化度を上げるためには必須の施策であり、充実及び活性化が望まれます。	美術館教育普及事業	美術館	学務課 指導課 社会教育課	昨年度の「ミテ・ハナソウ展」での経験を踏まえ、静かな展示室を求める層には、事前の情報発信（HP、会場入り口での実施表示）に努めました。特に多人数が来館する学校来館時に細心の注意を払い、声のトーンや活動の態勢などに毎回改善を重ねる対応をいたしました。 今年の「ミテ・ハナソウ展2016」開催での経験とこれに対する適切な対応を重ねる中で、当館がこうした普及教育活動を実施している美術館であると認めていただけるよう、理解を求めていきます。 また、同寸のレプリカではありませんが、昨年度末に作成した、収蔵作品の「ミテ・ハナソウ・カード」を来館予定校での事前学習等に活用し、子どもが来館時により意見を出しやすい環境づくりに努めています。 なお、今年度は後半の臨時休館期間を利用した学校への出前授業や高齢者施設等での活動のように、市内各地での事業展開を図っていきたく考えます。
33	4	明日へつながるまちづくり	芸術文化活動の盛んなまちにします	指標について	25	成果指標の芸術文化活動に参加する市民の割合について、観賞は別のアンケート項目となるため含まれず、演奏・稽古・製作・講座受講を対象としています。現状の数値の評価や目標設定については、類似の指標を設定している自治体と比較してはどうでしょうか。（佐賀市：1年で市内で文化活動に接した市民の割合平成24年度 50.6%、座間市：何らかの芸術文化活動を行っている市民の割合平成16年度 18.4%、八王子市：定期的に文化活動に参加している市民の割合平成23年度 39.1% 他）		文化課	市民音楽ホール 美術館	後期指標の目標設定にあたっては他自治体の指標・数値などを研究し、芸術文化活動の盛んなまちという施策の進捗を測るのにふさわしい指標・目標値を設定してまいります。

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
34	5	住環境が整備された住みやすいまちづくり	公共交通機関が利用しやすいまちにします	交通弱者の把握	27	<p>高齢者や障害者など、いわゆる交通弱者の移動手段を確保することは、将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくり、地域で暮らし続けたいと思う市民を支えるための重要施策です。</p> <p>佐倉市の人口推計では、平成32年には高齢人口が55,262人と全体の31%を占め、以降も増加していきます。85歳から89歳までの人口は平成26年度では2,996人ですが、平成32年度には4,020人に増加します。高齢者とひとくくりについても、自動車の運転が可能な高齢者もいれば、普段の生活は自立していても買い物の荷物を持っての移動は難しい人、公共交通さえ使えない人など、介護認定と同様、状況は様々です。現状から5年、10年経た際に、その地域がどのようになっているかを想像することが必要となってきます。</p> <p>市は交通弱者の実態について、できるだけ詳細に把握することが必要です。地域で暮らし続けるために何が不足しているのかを考えるためには、広く浅い分析ではなく、個別具体的な調査分析が必要であると考えます。公共交通という鉄道やバスなどの大きな観点だけではなく、個人に焦点をあててほしいと考えます。</p> <p>また現在、佐倉市公共交通庁内検討会は他市の事例検証の場として複数部局により構成されています。公共交通検討の組織編成は、生活をイメージして多角的に検討する必要があるため、現状のように関係各課による構成が必須</p> <p>・ボランティアなど今ある資源を生かしたサポートシステムの構築</p>		都市計画課	<p>企画政策課 道路維持課 高齢者福祉課 社会福祉課 産業振興課 土木河川課 学務課</p>	<p>進行する高齢化社会において、自ら移動手段を持たない交通弱者は増加していく傾向であり、移動手段を確保するために公共交通網を形成することは重要な施策です。施策の推進にあたっては、さまざまな機会を捉え、ニーズの把握に努めてまいります。</p> <p>また、高齢者の買い物支援等を含む多様な生活支援ニーズに対応するためには、公的な支援のみで対応することは困難であることから、民間事業者や社会福祉法人、ボランティアなど様々な主体による各種の生活支援が提供されるような地域づくりを進めてまいります。</p>
35	5	住環境が整備された住みやすいまちづくり	公共交通機関が利用しやすいまちにします	市民と行政の役割分担	28	<p>武蔵野のコミュニティバス（ムーバス）は、バス停から300メートル以遠の地域を交通空白地域として、またバス停から300メートル以内の地域でもバスの便が少ない地域を交通不便地域として巡回しているもので、人口密集地帯でもありニーズが高く、運営する民間事業者も黒字化しています。また、車両購入及び整備は市が請け負い、運転は市民が担うという役割分担をしている事例があります。このように佐倉市でも市民と行政の新たな役割分担による取組について検討してはどうでしょうか。</p> <p>この他、マイカーの運転サービス、代行運転や、アメリカで実施されている例として、通勤時に車一台に複数人で相乗りをする“ライドシェアリング”という仕組みもあります。現行法の中で整理がついていないとの指摘もありますが、特区指定なども始まっており、工夫次第ともいえます。事故発生時の責任所在などの問題を保障することで、ボランティアの活性化につながるのではないかと考えます。</p> <p>現行の施策で実施している介護タクシーは対応台数が少なく、料金が高額になります。また一般のタクシードライバーでは身体介助ができないといった問題があります。これらの課題解消のために、市が運転手のヘルパー資格取得助成を行うなど、新たなアプローチが必要ではないでしょうか。今後は行政の人手だけ車だけのサービスに留まることなく、地域のどこにどれだけの人・物の資源があるかを把握し、市民活動団体の協力を活用する仕組みや、産学連携によるIT活用で個別ニーズの集約とそれに応える基盤整備の実施など、きめ細やかな対応ができる体制づくりが重要</p>		都市計画課	企画政策課 道路維持課	<p>現在、検討を進めている地域公共交通網形成計画では、市民（利用者）・交通事業者・行政の役割を位置付け、三者で協働して地域の移動手段を維持、形成していく取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

意見No.	章	施策	基本施策	懇話会意見内容	意見書P	意見書本文	対応する実施事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
36	5	住環境が整備された住みやすいまちづくり	公共交通機関が利用しやすいまちにします	日常をサポートする形の創出	29	社会福祉法人・生活クラブ風の村では、事故が起きた場合は自己責任という条件の下、施設で所有しているバスの業務利用時間外を活用して、地域の外出及び買い物支援のためのバス運行をしています。地域貢献の一環として実施しているこの運行は好評で、利用者から増便の要望があがっても、人手が足りないため対応できない現状があると言います。インターネットなどを活用して外出をしなくとも買物ができる時代となりましたが、バス利用者にとって、単に生活用品の買出しだけが目的ではなく、外出することが気分転換となっており、それが寝たきり防止の効果をもたらさうと感じます。こういった日常をサポートするシステムをさらに展開してほしいところです。利用者に若干の負担があっても良いので、バスを所有する他の施設でも同様のサービスを提供できないでしょうか。地域のニーズを調査し、介護施設などで送迎に利用して日中使用されていないバスの活用について、風の村の事例を紹介し、協力を促すことはできないでしょうか。		都市計画課	企画政策課 道路維持課 高齢者福祉課 障害福祉課	現在、移動が不自由な高齢者や障害者の外出支援としては、福祉有償運送や、福祉タクシー及び福祉寝台車運賃の補助制度を実施しているところです。社会福祉法人（施設）が所有しているバスを活用した外出、買い物支援については、他の地域においても、社会福祉法人（施設）の車両を活用した外出、買い物支援が検討されていると伺っております。今後も、多様な主体によって提供される生活支援サービスとして周知等を検討いたします。
37	5	住環境が整備された住みやすいまちづくり	公共交通機関が利用しやすいまちにします	交通不便地域対策事業	29	デマンド交通を行う本事業は、区域が広く居住エリアが点在している和田地区・弥富地区において平成22年11月から3年間の実証運行を経て、本格的に導入されたものです。経費の9割を市が負担して実施しており、佐倉市の負担額と乗車人数を勘案すると、利用者1人あたり年間6,000円程度の補助となります。制度導入に当たって検討した循環バスの場合、エリアが広いため循環に時間がかかる上に、弥富と和田のそれぞれの地域に1台ずつバスを用意する必要があり、幹線道路しか走行できないものであったため、デマンド交通の導入が決定した経緯があります。そういった経緯や、デマンド交通の場合はバス停まで出ることが難しい利用者にドアtoドアのサービスを提供できるという利点を活かし、利用に関する啓発と理解について市民への呼び掛けを継続してほしいと思います。デマンド交通の乗車人数は、平成24年度の2,730人をピークに減少しています。利用者減の理由として、制度や運行管理に問題があると考えます。具体的には、利用の時間が8時から18時まで制限されている点、利用に1週間前から当日2時間前までに予約が必要である点、エリア外は特定の場所でのしか降りることができない点などの手間が要因ではないでしょうか。例えば、大きな病院などを降車可能場所と認める融通性を持たせるなど、利用者の負担を減らし、利便性を上げるよう見直しをしてください。公共交通の構造的な負のスパイラルの原因のひとつとされる自動車依存の高まりを逆手に取る発想が今後は大切になってきます。前述しましたが、私財を公共財として活用する方法である自家用車のタクシー的運行については、特区を活用している地域もあります。将来的には、自動運転がスタンダードになることを考慮するなど、常に先を見据えた施策の検討を進めてください。	交通不便地域対策事業	都市計画課		平成22年度に和田・弥富地区に導入した南部地域デマンド交通は、平成25年度より本格運行に移行していますが、現在、利用率は低い状態となっております。少しでも利用者が増加するよう、利用啓発に努めるとともに、利便性向上の方策につきましても地域の方々のご意見を伺いながら、交通事業者と検討してまいります。なお、自家用車をタクシーの様に利用する方策につきましては、既存の公共交通網の衰退を招く懸念がありますので、当面は国等の動向を注視してまいります。

## 行政評価に関する意見

平成 27 年度：教育委員会・都市部・健康こども部・総務部・企画政策部

- (全体)・庁内組織の横断的な連携促進のために、横を繋ぐパイプ役を配置し、全庁的な総合化を図るシステムを構築してはどうか。
- ・交流人口・定住人口の増加のためには、「佐倉ならではの」の良い点や市独自の取り組みを PR ポイントとして整理し、市内外に発信していくことが大切である。

担当	施策	主な意見
社会教育課 指導課	【佐倉学】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉学の名称に親しみやすさを持たせる工夫</li> <li>・カリキュラムにおける佐倉学の価値と位置付けの明確化</li> </ul>
社会教育課 児童青少年課	【青少年育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当の異動があっても事務レベルを維持できる仕組みづくり。</li> <li>・PTA との連携</li> </ul>
学務課 指導課	【地域のなかの 学校】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や団体との連携</li> <li>・子どもたちにとって安全・安心な地域となる活動や取組を市内外に PR</li> </ul>
文化課 行政管理課 広報課	【歴史・文化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化資産を活用し、交流人口増加につなげる PR の工夫</li> <li>・文化財施設の管理・活用が連動する体制づくり</li> <li>・土地柄に見合う観光の整備</li> </ul>
文化課 音楽ホール 美術館	【芸術・文化】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体に属していない個人・グループに発表の機会を提供する運営の必要性</li> <li>・芸術・文化を定住・交流人口増加のためのアイテムのひとつと捉えた取組の実施</li> </ul>
都市計画課	【公共交通】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に焦点をあてた、これまで以上に視野を広げた交通弱者対策検討の必要性</li> <li>・市民と行政の役割分担による体制づくり</li> <li>・買物サポート等、日常をサポートする形の創出</li> </ul>

# 行政評価に関する意見

平成 26 年度：環境部・土木部・総務部・企画政策部

- (全体)・計画推進には部局の連携がますます重要であり、部局に連携推進担当を設置してはどうか。
- ・市民との双方向のやりとりが大切である。
  - ・今後は人口減少や市民の協力を前提とした施策設計やアプローチが必要である。

担当	施策	主な意見
環境部	【ゴミ関係】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民とともに削減に取り組むための仕組みづくり</li> <li>・高齢化社会への対応</li> <li>・災害時の対応</li> <li>・女性の視点を生かした取組の推進</li> </ul>
土木部	【道路（歩道）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施策や観光施策との道路整備の連携</li> <li>・整備の優先順位化と市民合意</li> <li>・住民自治力の維持・強化と道路環境の維持</li> </ul>
総務部 企画政策 部	【定員管理】 【職員育成】 【広域行政】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の多様性</li> <li>・コスト管理の視点からの人件費算出</li> <li>・専門性の向上と職員育成の設計について</li> </ul>

\*\*\*\*\*

平成 25 年度：市民部・産業振興部

- (全体)・プロフェッショナルな外部人材の活用を図ってはどうか
- ・施策の目標達成のためには、主たる担当課だけでなく、関連する部局がいかに意識を共有して取り組むかが大切である

担当	施策	主な意見
防災防犯課	【防災】【防犯】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自助、互助、共助」意識の啓発・強化</li> <li>・防災啓発センターの役割の見直し</li> <li>・安全安心なまち＝地域活動の盛んなまち</li> <li>・市民団体などの主体的活動の支援・連携 (自主防災組織などの継続的活動支援、まちづくり協議会の「こども防犯教室」事例など)</li> <li>・要支援者対策の充実（高齢者等のほか、妊産婦や帰宅困難者など多様な想定）</li> </ul>
自治人権推進課	【地域コミュニティ】【市民活動】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30代、40代のファミリー層が自治会などの地域づくりに参画できるまちづくり</li> </ul>
産業振興課	【商店街】 【企業活動】 【新たな産業】 【雇用】【観光】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政単独ではなく民間と連携した取組みの推進 (地元自治会との連携による商店会活性化、京成電鉄など交通機関との連携による観光施策充実など)</li> <li>・若者や女性の起業支援など多様な人材の活用</li> </ul>



# 行政評価に関する意見

平成 24 年度：福祉部・健康こども部

(全体)・相談を待つだけでなく、支援が必要な人に手を伸ばす“アウトリーチ”の取り組みが必要ではないか

・重要施策はプロジェクトチームの設置を図ってはどうか

担当	施策	主な意見
福祉部	【地域福祉】 【高齢者の 安心なくらし】 【高齢者の 生きがい】 【介護サービス】	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員児童委員を支える仕組みの強化</li><li>・一般の市民が福祉ボランティアに参加しやすい仕組みづくり</li><li>・あってもよいといった事業を見直し、なくてはならない事業を選び取る選択と集中</li><li>・高齢者を受益者ではなく、社会を支える側として活躍いただくべき</li></ul>
健康こども部	【子育て】 【子どもの安全 なくらし】 【地域ぐるみの 子育て】	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育委員会との連携強化</li><li>・選ばれるまちに向けた取り組みとして、多様な育児支援のあり方や情報提供などに注力すべき</li><li>・地域住民との連携をもっと図るべきではないか</li><li>・育児不安解消に向けて若い世代の体験講座や、全戸訪問事業を生かした取り組みの充実。</li></ul>

部局との意見交換について（これまでの流れ）

評価 年度	事業 年度	委 員 会	懇話会			総合計画	
			任期	内容	部局との意見交換	計画期間	策定作業等
18				19年3月委嘱		↑	
19	18	実施	1期	774の行政サービス事業から懇話会で133事業を絞り込み、各事業に意見			
20	19	実施		・85基本施策に対し意見			第3次 (後期) 5年間 ↓
21	20	実施	2期	・85基本施策に対し意見 ・実施計画事業298事業について意見 ・補助事業について意見	全部局との意見交換		
22	21			・教育委員会所管の施策について意見	教育委員会との意見交換 (課長、担当者含む)	↑	
23	22			・都市土木部所管の施策について意見 ・実施計画事業18事業へ意見	都市部・土木部 (課長・担当者含む)		
24	23	実施	3期	・福祉部、健康こども部所管の施策について意見(第1章)	福祉部・健康こども部 (課長、担当者含む)	第4次 (前期) 5年間	平成25年度～ 実施計画見直し
25	24			・防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課(市民部・産業振興部)所管の施策について意見(2章・4章・6章)	市民部・産業振興部 (防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課)(担当者含む)		
26	25		4期	・廃棄物対策課、道路維持課、道路建設課、人事課、企画政策課所管の施策について意見(2章・5章・6章)	環境部、土木部、総務部、企画政策部	↓	実施計画見直し 第4次(後期) 策定作業
27	26			・社会教育課、指導課、児童青少年課、学務課、文化課、行政管理課、広報課、音楽ホール、美術館、都市計画課所管の施策について意見(3章・4章・5章)	教育委員会、都市部、健康こども部、総務部、企画政策部		

意見交換 実施年度	所掌部局	章	第4次総合計画前期基本計画
			57基本施策
21	各部局	(第3次総合計画時)	
22	教育委員会	3章	10施策
23	都市部・土木部	5章	7施策
24	福祉部・健康こども部	1章	7施策
25	市民部(防災防犯課、自治人権推進課) 産業振興部(産業振興課)	2章 4章 6章	9施策
26	環境部(廃棄物対策課) 土木部(道路維持課、道路建設課) 総務部(人事課)、企画政策部(企画政策課)	2章 5章 6章	3施策
27	教育委員会(社会教育課、指導課、学務課、文化課、 音楽ホール、美術館)、都市部(都市計画課)、 健康こども部(児童青少年課) 総務部(行政管理課)、企画政策部(広報課)	3章 4章 5章	6施策

基本施策一覧表(取りまとめ主管課、関連課)

【資料4】

前期基本計画					後期基本計画						
No.	章	基本施策	評価年度	基本施策名	取りまとめ主管課	関連課	No.	基本施策名	前期基本施策の対応	取りまとめ推進課	関連課
1	1章	1	24	地域福祉活動が盛んなまちにします	社会福祉課		1	地域福祉活動の充実	No.1	社会福祉課	
2	1章	2		市民の健康づくりを支えるまちにします	健康増進課	健康保険課	2	市民の健康づくりの推進	No.2、10	健康増進課	健康保険課
3	1章	3		健やかな親子づくりに取り組むまちにします	健康増進課						
4	1章	4	24	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	子育て支援課	児童青少年課	3	子育て支援の充実	No.3、4、5、6	子育て支援課	児童青少年課
5	1章	5	24	子どもが安全に暮らせるまちにします	児童青少年課						
6	1章	6	24	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	子育て支援課	南部児童センター					
7	1章	7	24	高齢者が安心して暮らせるまちにします	高齢者福祉課		4	高齢者支援の充実	No.7、8、11	高齢者福祉課	
8	1章	8	24	高齢者が生きがいを感じられるまちにします	高齢者福祉課						
9	1章	9		障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします	障害福祉課		5	障害者福祉の充実	No.9	障害福祉課	
10	1章	10		地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします	健康増進課						
11	1章	11	24	安心して介護サービスを受けることができるまちにします	高齢者福祉課						
12	1章	12		適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	健康保険課		6	国民健康保険、後期高齢者医療の適正運用	No.12	健康保険課	
13	1章	13		生活困窮者の救済を行うまちにします	社会福祉課		7	生活困窮者支援の充実	No.13	社会福祉課	
14	2章	1		自然環境が保全されたまちにします	環境政策課	子育て支援課 指導課 教育総務課 公園緑地課	8	自然環境の充実	No.14	環境政策課	
15	2章	2		地球環境に配慮したまちにします	環境政策課						
16	2章	3	26	快適な生活環境が保たれたまちにします	廃棄物対策課	環境政策課 生活環境課	9	生活環境の保全	No.14、15	環境政策課	生活環境課 廃棄物対策課
17	2章	4		消防・救急体制が充実したまちにします	防災防犯課						
18	2章	5	25	防災体制が整備されたまちにします	防災防犯課	土木河川課 市街地整備課 広報課	10	消防・防災の充実	No.17、18	危機管理室	土木課 建築住宅課 市街地整備課
19	2章	6	25	安全に暮らせるまちにします	防災防犯課	道路維持課	11	防犯・交通安全・市民相談の充実	No.19、20	危機管理室	自治人権推進課 消費生活センター 道路維持課
20	2章	7		市民が気軽に相談できるまちにします	自治人権推進課	消費生活センター					
21	3章	1	22	市民が教育の主役になるまちにします	教育総務課	文化課	12	市民参加と学校・家庭・地域の連携推進	No.21、28	教育総務課	学務課 指導課 文化課
22	3章	2	22 27	佐倉学を推進します	社会教育課	指導課	13	佐倉学	No.22	社会教育課	指導課
23	3章	3	22	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	社会教育課	中央公民館 和田公民館 臼井公民館 弥富公民館 志津公民館 佐倉図書館 佐倉南図書館 志津図書館	14	生涯学習の推進	No.23	社会教育課	中央公民館 和田公民館 臼井公民館 弥富公民館 志津公民館 佐倉図書館 佐倉南図書館 志津図書館

※網掛けは後期基本計画の重点施策

基本施策一覧表(取りまとめ主管課、関連課)

【資料4】

No.	章	基本 施策	評価 年度	基本施策名	取りまとめ主管課	関連課	No.	基本施策名	前期基本施策の対応	取りまとめ推進課	関連課
24	3章	4	22 27	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	社会教育課	児童青少年課	15	青少年育成の充実	No.24	社会教育課	児童青少年課
25	3章	5	22	教育環境の整備を行います	教育総務課	指導課 学務課	16	学校環境の整備	No.25	教育総務課	指導課 学務課
26	3章	6	22	確かな学力が向上するまちにします	指導課	教育センター 教育総務課 学務課	17	学力向上の推進	No.26	指導課	教育センター 教育総務課 学務課
27	3章	7	22	心の教育が充実したまちにします	指導課	学務課 市民音楽ホール 教育センター 美術館	18	心の教育の推進	No.27	指導課	学務課 市民音楽ホール 教育センター 美術館
28	3章	8	22 27	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	学務課	指導課 教育総務課					
29	3章	9	22	健康教育を推進するまちにします	指導課		19	健康教育の推進	No.29	指導課	
30	3章	10		スポーツが日常化したまちにします	生涯スポーツ課	社会教育課	20	スポーツの推進	No.30	生涯スポーツ課	社会教育課
							21	大学等の高等教育機関との連携・協力	新規	企画政策課	
31	4章	1		力強い農業ができるまちにします	農政課	農業委員会	22	農業の活性化	No.31、32	農政課	農業委員会
32	4章	2		魅力あふれる農村環境のあるまちにします	農政課						
33	4章	3	25	商店街が元気なまちにします	産業振興課		23	商工業の活性化	No.33、34、35	産業振興課	
34	4章	4	25	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	産業振興課						
35	4章	5	25	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	産業振興課						
36	4章	6	25	雇用が安定したまちにします	産業振興課		24	雇用の安定化	No.36	産業振興課	
37	4章	7	25	住んでよし、訪れてよしのまちにします	産業振興課		25	観光の振興	No.37	産業振興課	
38	4章	8	27	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	文化課	行政管理課	26	歴史・文化資産の保全・活用	No.38	文化課	行政管理課
39	4章	9	27	芸術文化活動の盛んなまちにします	文化課	市民音楽ホール 美術館	27	芸術・文化の振興	No.39	文化課	市民音楽ホール 美術館
40	5章	1	23	個性が活きる、住み続けたいまちにします	都市計画課	市街地整備課 自治人権推進課	28	都市計画の推進	No.40	都市計画課	市街地整備課 自治人権推進課
41	5章	2	23	住環境が良好なまちにします	建築住宅課		29	住宅・住環境の整備	No.41	建築住宅課	
42	5章	3	23 26	道路環境が充実した安全で快適なまちにします	土木河川課	道路維持課 道路建設課	30	交通環境の整備	No.42、46	土木河川課	企画政策課 都市計画課 道路維持課 道路建設課
43	5章	4		安定した水の供給を行います	上下水道部	企画政策課 生活環境課	31	上水道の安定供給	No.43	経営企画課	企画政策課 生活環境課
44	5章	5	23	生活環境の改善を推進するまちにします	上下水道部	土木河川課 生活環境課 農政課	32	下水道の整備	No.44	経営企画課	土木河川課 生活環境課 農政課
45	5章	6	23	花とみどりのまちにします	公園緑地課		33	公園・緑地の整備	No.45	公園緑地課	
46	5章	7	27	公共交通機関が利用しやすいまちにします	都市計画課	企画政策課					

## 基本施策一覧表(取りまとめ主管課、関連課)

【資料4】

No.	章	基本 施策	評価 年度	基本施策名	取りまとめ主管課	関連課	No.	基本施策名	前期基本施策の対応	取りまとめ推進課	関連課
47	6章	1	25	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	自治人権推進課	産業振興課	34	地域コミュニティの醸成	No.47、48、	自治人権推進課	
48	6章	2	25	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	自治人権推進課						
49	6章	3		お互いの人権を尊重しあうまちにします	自治人権推進課	指導課 社会教育課	35	人権の擁護	No.49	自治人権推進課	指導課 社会教育課
50	6章	4		男女がともに参画できるまちにします	自治人権推進課	児童青少年課	36	男女平等参画の推進	No.50	自治人権推進課	児童青少年課
51	6章	5		一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	広報課		37	平和・国際化の対応の推進	No.51、52	広報課	
52	6章	6		国際化推進のまちにします	広報課						
53	6章	7		誰もが必要な情報を得ることができ、 自らの意見を市政に反映することができるまちにします	広報課	秘書課 行政管理課 情報システム課	38	市の情報発信、市民意見の反映	No.53	広報課	秘書課 行政管理課 情報システム課
54	6章	8	26	適正な行政運営の確立に努めます	企画政策課	人事課					
55	6章	9		健全な財政運営を進めます	財政課	企画政策課 収税課 市民税課 資産税課	39	行政運営の適正化	No.54、55、57	企画政策課	企画政策課 人事課 行政管理課 収税課 市民税課 資産税課 情報システム課 市民課
56	6章	10		次世代に良質な資産を引き継ぎます	資産管理経営室	契約検査室	40	資産管理の適正化	No.56	資産管理経営室	
57	6章	11		市民サービスの利便性の向上に努めます	市民課	ミレニアムセン ター 自治人権推進課 和田ふるさと館 情報システム課 契約検査室 市民課 行政管理課 企画政策課					

## ●後期基本計画 重点施策に対応する(前期・後期)基本施策一覧

基本目標	具体的施策	具体的事業	前期基本施策			後期基本施策		
			章	基本施策		章	基本施策	
1 「産業経済の活性化を図り、佐倉に安定した	(1)企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の立地条件や優位性、産業用地の条件等に関する情報発信とセールス活動の実施</li> <li>企業誘致助成制度の拡充／市庁内誘致体制整備</li> <li>企業誘致助成制度による工業団地や佐倉インターチェンジ周辺、国道51号沿い等における工場や流通業務施設等の誘致促進</li> <li>新たな産業用地の開発に向けた調査及び検討</li> </ul>	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	4	2	商工業の活性化
	(2)既存企業の新たな展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援</li> <li>市内工業団地立地企業の今後の展開等に係る意向調査の実施</li> </ul>	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	4	2	商工業の活性化
	(3)起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業家に対する経営アドバイスや講座の開催、融資等の支援</li> <li>「商店街空き店舗等出店促進補助金」の活用による起業支援</li> <li>インキュベーション施設の設置に係る検討</li> </ul>	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	4	2	商工業の活性化
			4	3	商店街が元気なまちにします	4	2	商工業の活性化
	(4)市内雇用拡大・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業に対する市内雇用拡大に向けた支援</li> <li>佐倉市を中心とした求人情報提供、職業相談、紹介</li> <li>子育てお母さんの再就職支援(講座等)</li> <li>中高年等の就業支援(講座等)</li> </ul>	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	4	2	商工業の活性化
			4	4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	4	2	商工業の活性化
	(5)6次産業化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合化事業計画の認定支援</li> <li>農畜産物の高付加価値化や新商品の開発、生産又は需要の開拓等への支援</li> <li>地域農畜産物の市内消費拡大の推進</li> </ul>	4	1	力強い農業ができるまちにします	4	1	農業の活性化
	(6)農業経営の安定強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地利用集積による経営規模拡大の支援</li> <li>生産・流通の効率化・低コスト化の支援</li> <li>水田フル活用の支援(飼料用米やWCSCの推進)</li> <li>耕畜連携による収益性向上の支援</li> </ul>	4	1	力強い農業ができるまちにします	4	1	農業の活性化
(7)担い手の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農支援(営農・生活の両面からの支援)</li> <li>後継者の育成支援(認定農業者への認定支援)</li> </ul>	4	1	力強い農業ができるまちにします	4	1	農業の活性化	

※特別会計及び経常経費は除く(ただし、基本目標4-(1)は経常事業)

基本目標	具体的施策	具体的事業	前期基本施策			後期基本施策		
			章	基本施策		章	基本施策	
2 佐倉の魅力を発信し、新しい「ひと」の流れをつくり出します	(1)シティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種メディアへの積極的な売り込みやロケの受入れによる佐倉のイメージアップとブランド力の強化</li> <li>定住パンフレットの作成・配架／佐倉市のブランド化、魅力発掘に繋がる事業の実施</li> <li>定住・交流人口増加のためのイベントの開催(パンフレットの配布、物産・農産物のPR、移住・就農相談等の実施)</li> </ul>	4	7	住んでよし、訪れてよしのまちにします	6	5	市の情報発信、市民意見の反映
	(2)観光客誘致のための取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光案内所やインターネット、各種メディアを活用した観光情報(多言語によるものを含む)の発信</li> <li>観光イベントの開催や各種観光企画事業等に対する支援</li> <li>花を活用したイベントの充実</li> <li>「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」に基づく印旛沼周辺地域の整備推進(印旛沼周辺における観光拠点の回遊性の向上を含む)</li> <li>観光振興に関する調査及び事業の実施</li> <li>佐倉にゆかりのあるアニメ・漫画等を活用した観光客増加策の実施</li> </ul>	4	7	住んでよし、訪れてよしのまちにします	4	4	観光の振興
	(3)歴史文化遺産を活かした来訪者の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史文化遺産を回遊できる事業の実施、誘致及び支援(新町周辺等)</li> <li>HP・リーフレット等を通じた「歴史のまち佐倉」の情報発信</li> </ul>	4	8	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	4	5	歴史・文化資産の保全・活用
			5	6	花とみどりのまちにします	5	6	公園・緑地の整備
	(4)都市と農村の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業体験農園等都市と農村の交流促進</li> <li>農業や農地を活かした交流活動の推進</li> </ul>	4	2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	4	1	農業の活性化
	(5)スポーツを活用した活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩名運動公園等を活用したイベント等の開催</li> </ul>	3	10	スポーツが日常化したまちにします	3	9	スポーツの推進
			5	6	花とみどりのまちにします	5	6	公園・緑地の整備
	(6)転入促進や転出抑制につながる住宅施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者世帯等の親との近居・同居の住み替え支援</li> <li>中古住宅リフォーム支援事業</li> <li>空き家等を活用した移住者支援</li> </ul>	5	2	住環境が良好なまちにします	5	2	住宅・住環境の整備
(7)地域毎の課題に応じた住宅施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>団地再生モデル事業等地域活性化につながる住宅施策の推進</li> </ul>	5	2	住環境が良好なまちにします	5	2	住宅・住環境の整備	
(8)良好な景観の地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観に関わる情報交流・情報発信の推進</li> <li>良好な景観づくりの取組みに対する支援</li> </ul>	5	1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	5	1	都市計画の推進	

※特別会計及び経常経費は除く(ただし、基本目標4-(1)は経常事業)



基本目標	具体的施策	具体的事業	前期基本施策			後期基本施策		
			章	基本施策		章	基本施策	
3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えます	(1)若い世代の経済的安定と結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者に対する結婚相談や出会い・結婚に向けた支援</li> <li>若者に対する職業相談やセミナーの開催</li> </ul>	2	7	市民が気軽に相談できるまちにします	2	4	防犯・交通安全・市民相談の充実
	(2)出産や子育てに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合窓口の設置</li> <li>子育て世代に対する包括的支援の実施</li> <li>子育てコンシェルジュの充実</li> <li>子育て世代に対する経済的負担の軽減(児童手当や医療費助成、幼稚園就援奨励費)</li> <li>子育て支援等に関する情報提供の充実</li> </ul>	-	-	-	1	3	子育て支援の充実
			1	4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	1	3	子育て支援の充実
	(3)保育園待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育定員の拡大(保育園、認定こども園、地域型保育事業の積極的整備)</li> </ul>	1	4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	1	3	子育て支援の充実
	(4)安心して子育てできる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児初期急病診療所の維持・充実</li> <li>災害時における妊産婦・乳幼児のための支援物資の備蓄</li> <li>ファミリーサポートセンター事業の実施</li> </ul>	1	10	地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします	1	2	市民の健康づくりの推進
			1	6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	1	3	子育て支援の充実
			3	4	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	3	4	青少年育成の充実
	(5)地域の特色を活かした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「佐倉学」の推進</li> <li>自校式給食を活用した食育の推進</li> </ul>	3	9	健康教育を推進するまちにします	3	8	健康教育の推進
			3	7	心の教育が充実したまちにします	3	7	心の教育の推進

※特別会計及び経常経費は除く(ただし、基本目標4-(1)は経常事業)

基本目標	具体的施策	具体的事業	前期基本施策			後期基本施策		
			章	基本施策		章	基本施策	
4 将来にわたって住み続けたいと思える「まち」をつくりたい	(1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築</li> <li>介護予防の推進</li> <li>多様な生活支援サービスの充実</li> <li>認知症施策の推進</li> </ul>	1	7	高齢者が安心して暮らせるまちにします	1	4	高齢者支援の充実
	(2) 「健康のまち佐倉」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種がん検診の推進</li> <li>特定健康診査(健康診査)・特定保健指導の推進</li> <li>人間(脳)ドック助成の推進</li> <li>生活習慣病重症化予防の推進</li> </ul>	1	2	市民の健康づくりを支えるまちにします	1	2	市民の健康づくりの推進
			1	12	適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	1	6	国民健康保険、後期高齢者医療の適正運用
	(3) 地域のまちづくり・コミュニティ活動の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会、町内会の活動が活性化するための支援</li> <li>地域社会における各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対する支援</li> <li>市民活動の情報交流を推進する環境整備</li> <li>自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、大学、行政の連携・協働の環境整備</li> </ul>	6	1	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	6	1	地域コミュニティの醸成
			6	2	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	6	1	地域コミュニティの醸成
	(4) 市民の学習・文化活動の支援推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館、図書館、音楽ホール、美術館、コミュニティセンターにおける学習環境整備と学習機会の提供</li> <li>大学等の教育機関の誘致</li> </ul>	6	11	市民サービスの利便性の向上に努めます	6	1	地域コミュニティの醸成
			3	3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	3	3	生涯学習の推進
			4	9	芸術文化活動の盛んなまちにします	4	6	芸術・文化の振興
	(5) 地域にあった交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通不便地域に対する交通手段の確保</li> <li>バス路線が確保できるように要望するとともに既存路線の維持などのための支援</li> </ul>	5	7	公共交通機関が利用しやすいまちにします	5	3	交通環境の整備
	(6) 鉄道駅周辺の都市機能に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>各駅周辺に関する調査、分析の実施</li> </ul>	5	1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	5	1	都市計画の推進
	(7) 災害に備えた体制整備・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備</li> <li>自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対する支援</li> </ul>	2	4	消防・救急体制が充実したまちにします	2	3	消防・防災の充実
			2	5	防災体制が整備されたまちにします	2	3	消防・防災の充実
	(8) 農業の多面的機能の維持保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動組織の立ち上げ支援</li> <li>地域活動組織の活動支援(多面的機能支払交付金の活用)</li> </ul>	4	2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	4	1	農業の活性化
	(9) 市南部地域対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民との意見交換会の継続的な実施</li> <li>地域住民の意見を踏まえた定住・交流人口増加策の具体化・実施</li> </ul>	3	6	確かな学力が向上するまちにします	3	6	学力向上の推進
5			3	道路環境が充実した安全で快適なまちにします	5	3	交通環境の整備	

※特別会計及び経常経費は除く(ただし、基本目標4-(1)は経常事業)

## 平成28年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案）

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
8月23日（火） （午前10時～）	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度行政評価の報告</li> <li>平成28年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択）</li> <li>意見交換</li> </ul>
10月 日 （ 時 分～）	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期基本計画基本施策の指標に関する意見</li> <li>対象となる基本施策についての企画担当説明</li> <li>市民ワークショップの実施方法について</li> <li>意見交換について</li> </ul>
11月 日 （ 時 分～）	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ワークショップ</li> </ul>
11月 日 （ 時 分～）	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ワークショップ</li> </ul>
12月 日 （ 時 分～）	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち・ひと・しごと創生総合戦略施策について （29具体的施策）</li> </ul>
1月 日 （ 時 分～）	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち・ひと・しごと創生総合戦略施策について （29具体的施策）</li> </ul>
2月 日 （ 時 分～）	第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書のとりまとめ</li> </ul>
3月 日 （ 時 分～）	第8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書提出</li> </ul>

9月議会：8月末～9月下旬 11月議会：11月末～12月下旬 2月議会：2月末～3月下旬

11月7日（月）～8日（火）：平和首長会議国内加盟都市会議総会

11月12日（土）時代まつり

11月13日（日）少年野球教室